

船橋市アンデルセン公園指定管理者中間評価について

船橋市アンデルセン公園指定管理者中間評価委員会

令和 2 年度船橋市アンデルセン公園指定管理者中間評価では、項目別評価をふまえて総合評価を行った。項目別評価においては、改善点についても指摘しているが、その一部については設置者である船橋市が主体的に対応すべき事項も評価に含まれている。

指定管理者である公益財団法人船橋市公園協会に中間評価を通知するとともに、船橋市においても改善に取り組み、指定管理者とともに船橋市アンデルセン公園の更なる発展に努めていただきたい。

船橋市アンデルセン公園指定管理者中間評価

施設名	船橋市アンデルセン公園
指定管理者	公益財団法人船橋市公園協会
評価対象期間	平成28年4月1日～令和2年3月31日
所管課	建設局 都市整備部 公園緑地課
評価者	船橋市アンデルセン公園指定管理者中間評価委員会

総合評価	評価に関する意見等
A	公園の基本理念をふまえ、各ゾーンの特徴を活かした魅力ある多様な利用者サービスに取り組むとともに、都市公園としての適正な管理運営が行われている。また、年間約80万人の来園者があり、船橋市を代表する観光施設として高く評価されている。 今後も細やかな利用者アンケートなど、利用者の声の集約に工夫をこらし、長期的な視点にたった管理運営に取り組むことで、アンデルセン公園の更なる発展に期待したい。

※ 総合評価で評価項目が混在する場合の基準は下記「総合評価の基準」を適用します。

総合評価の基準	
S	細項目評価がS・Aのいずれかで構成されている
A	細項目評価がS・Aのいずれか及びBで構成されており、S・Aの割合がBの割合以上である。
B	細項目評価がS・Aのいずれか及びBで構成されており、S・Aの割合がBの割合より少ない 細項目評価がS・A・Bのいずれか及びCで構成されており、S・A・Bの割合がCの割合以上である
C	細項目評価がS A Bのいずれか及びCで構成されており、S A Bの割合がCの割合より少ない
D	↓ 上記に関わらず、細項目評価に一つでもDがある場合

細項目別評価状況	
S	事業計画以上の優れた管理運営がなされている
A	概ね事業計画通りに管理運営がなされている
B	概ね事業計画通りに管理運営がなされているが、一部軽易な改善事項あり
C	事業計画どおりに管理運営がなされておらず、早急な改善を要する
D	↓ 指定の取消しをせざるを得ないような不適切な管理運営がなされている

	S	A	B	C	D	合計
細項目評価数	3	8	2	0	0	13
割合	23.1%	61.5%	15.4%	0.0%	0.0%	100.0%

<項目別評価表>

大項目		
細項目		
採点をする上での視点項目		
I 管理運営の基本方針	評価	評価理由
1. 都市公園としての機能を良好な状態に保てる計画及び実現性について ① 利用者がやすらぎを実感できる、緑化の拠点施設としての活用が図られているか。 ② 誰もが安全に安心して利用できるような維持管理がされているか。	A	
2. 本市を代表する施設として、市との連携並びに市の事業に沿った公園の管理運営について ① 本市の事業等による公園活用時の協力体制が常に整っているか。 ② 本市の公園活用時においては、指定管理者として積極的に事業協力ができているか。 ③ 緑化事業を推進する事業方針であるか。	S	<評価点> ・日本・デンマーク外交関係樹立150周年を記念した「北欧フェア」の実施や船橋市市制施行80周年記念事業の一環としてアンデルセンスタジオに「しっかり者のすずの兵隊」のオープンなど市の各種事業への協力が積極的に行われている。 ・船橋市主催の「花と緑のジャンボ市」や公民館での園芸講座の講師を務めるなど、公園内外の緑化に取り組んでいる。
3. 本市の観光及び国際交流の拠点施設としての活用について ① 本市を代表する観光施設として観光客の誘致活動の推進が図られているか。 ② 本市を代表する国際交流の拠点施設として国際交流の推進が図られているか。 ③ 公園設立の趣旨を踏まえ、H.C. アンデルセンの魅力を広めることができているか。	B	<改善点> ・国際交流拠点として、市民中心の国際交流の促進にも取り組む必要があるのではないかと。 ・年間約80万人の来園があり、船橋市を代表する観光施設であると言える。アンケート結果より、市内・県内からの利用者が多く、県外・外国人観光客の誘致促進が図られれば、さらなる利用者の増加につながると考えられる。
II 業務内容	評価	評価理由
1. 施設及び設備の維持管理について ① 施設及び設備の点検方法は適切であるか。 ② 施設修繕等への対応が積極的且つ迅速であるか。 ③ 植物管理における作業方法が適切であるか。 ④ 清掃作業が適切な作業方針となっているか。	A	
2. 利用者の平等な利用確保及びサービスの向上について ① 利用者の満足度を向上させるための方策が行われているか。 ② 特定の団体を優遇するような運営を行っていないか。 ③ 接客対応の向上の取り組みを図っているか。	S	<評価点> ・企画運営、接遇など常に平等な利用と利用者サービスの向上に取り組んでおり、利用者アンケートでは、公園の総合的な満足度及びスタッフの対応に対し、高い評価を得ている。
3. 利用者等の安全確保について ① 事故防止のための対応策が確立しているか。 ② 事故発生時の対応方法及び連絡体制が明確にされているか。 ③ 非常時を想定した訓練の実施等が計画されているか。 ④ 安全管理体制の充実度とその信頼性があるか。	A	
4. 利用促進の方策について ① 利用者の増加につながる方策が行われているか。 ② 苦情要望を把握し、迅速に対応ができているか。	B	<改善点> ・年間バスポートの販売や無料開園日の設定、団体の利用促進などに取り組んでおり、利用者の増加につながっている。高齢者の利用を視点にした取り組みがあれば、更なる利用者の増加が期待できるのではないかと。 ・約9割の方が自動車で来園しており、公共交通機関の利用を促進することで新たな利用者の確保につながると考えられる。
5. 地域との共生や地域への還元について ① 積極的に周辺地域と関わり、地域との共生を図ることができているか。 ② 利用者による交通渋滞等について周辺住民への配慮がなされているか。 ③ 地域への還元が行われているか。	A	

<項目別評価表>

大項目		
細項目		
採点をする上での視点項目		
6. 当公園ならではの事業実施について ① 魅力を十分に発揮できる適切な事業を行っているか。 ② 各ゾーンの特徴を生かした事業展開となっているか。 ③ 各ゾーンを一つの公園として、一体的な管理運営が行われているか。	S	<評価点> ・利用者が目的に合った楽しみ方ができるよう、各ゾーンごとに運営方針を定め、各ゾーンの特徴を生かした事業展開が行われている。 ・年4回園内を統一した花で飾る「四季の花まつり」の開催や、年間を通じて常に四季折々の花々で彩られた花壇を園内各所に設けるなど、花をテーマとした一体的な管理運営が行われており、アンデルセン公園の魅力となっている。
III 事務管理	評価	評価理由
1. 従事者の配置について ① 施設等の維持及び管理に適した能力(知識及び経験)を有するものをその業務に従事させる体制が整っているか。 ② 従事者数が適切に配置され、管理運営水準が満たされているか。 ③ 繁忙期における従事者の雇用体制が具体的且つ適切であるか。 ④ 責任者及び事務管理体制が明確であるか。	A	
2. 従事者の教育と研修について ① 利用者等への接遇向上に必要な従事者教育が行われているか。 ② 管理運営に必要な資格の取得や研修等を実施しているか。 ③ 運営に必要な企画力の向上を目的とした研修等を実施しているか。 ④ 怪我等の応急処置等に対応できる研修等を実施しているか。	A	
3. 従事者に対する労働条件等の対応について ① 労働時間や賃金等関係法令を遵守しているか。 ② 福利厚生について、適正に配慮されているか。 ③ 雇用に関しての基準や体制が確立しているか。	A	
IV 収支状況	評価	評価理由
1. 収入見込みについて ① 利用料金等の収入見込みが適正であるか。	A	
2. 利用者等の安全確保について ① 安全が常に確保できる事業費であるか。		
3. 事業費の削減について ① 事業費の削減が図られているか。		

船橋市アンデルセン公園

指定管理者第三者評価(中間)

施設名	船橋市アンデルセン公園
指定管理者	公益財団法人 船橋市公園協会
評価対象期間	平成28年4月1日～令和2年3月31日
所管課	建設局都市整備部公園緑地課
評価者	船橋市アンデルセン公園指定管理者中間評価委員会

1. 総合評価

総合評価	評価に関する意見等
A	<p>公園の基本理念をふまえ、各ゾーンの特徴を活かした魅力ある多様な利用者サービスに取り組むとともに、都市公園としての適正な管理運営が行われている。また、年間約80万人の来園者があり、船橋市を代表する観光施設として高く評価されている。</p> <p>今後も細やかな利用者アンケートなど、利用者の声の集約に工夫をこらし、長期的な視点にたった管理運営に取り組むことで、アンデルセン公園の更なる発展に期待したい。</p>

総合評価の基準の目安	
S	細項目がS・Aのいずれかで構成されており、Sの割合がAの割合以上である
A	細項目がS・Aのいずれかで構成されており、Sの割合がAの割合未満である 細項目がS・Aのいずれか及びBで構成されており、S・Aの割合がBの割合以上である
B	細項目がS・Aのいずれか及びBで構成されており、S・Aの割合がBの割合より少ない 細項目がS・A・Bのいずれか及びCで構成されており、S・A・Bの割合がCの割合以上である
C	細項目がS・A・Bのいずれか及びCで構成されており、S・A・Bの割合がCの割合より少ない
D	上記に関わらず、細項目に一つでもDがある場合